

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（一般納付金所得係数） 第五条（略） 一 県に係る政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 政令第九条第五項第二号に掲げる額</p> <p>（一般納付金所得等割合） 第六条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等納付金所得係数） 第九条（略） 一 県に係る政令第十条第三項第一号に掲げる額 二 政令第十条第三項第二号に掲げる額</p> <p>（後期高齢者支援金等納付金所得等割合） 第十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>（一般納付金所得係数） 第五条（略） 一 県に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第五項第二号に掲げる額</p> <p>（一般納付金所得等割合） 第六条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等納付金所得係数） 第九条（略） 一 県に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第一号に掲げる額 二 政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第三項第二号に掲げる額</p> <p>（後期高齢者支援金等納付金所得等割合） 第十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。